

市政への市民参加推進委員会
【資料2】

市政への市民参加条例施行前に実施した市民参加の手続の例

計画等の名称	内容	策定等年月	市民参加等の手続
まちづくり基本条例	本市のまちづくりの基本的な考え方やルールを定めるもの	平成24年7月	・ワークショップ ・まちづくり基本条例策定委員会 ・原案説明会 ・パブリックコメント
第4次総合計画	10年間のまちづくりの指針となるもの	平成24年10月	・市民意識調査 ・ワークショップ ・市民委員を含む附属機関による調査審議 ・パブリックコメント
オンブズパーソン条例	市民の権利利益の擁護を図るとともに、公正かつ透明な行政運営に資するため設置したオンブズパーソンの職務、意見等の申立て手続その他必要な事項を定めるもの	平成26年1月	・市民委員を含む附属機関による調査審議 ・パブリックコメント
いじめ防止基本方針	いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処などが体系的かつ計画的に行われるよう、具体的な対策を記載するもの	平成26年5月	パブリックコメント
災害時要援護者支援制度	災害時に避難行動等に何らかの手助けを必要とする人の情報を平常時から共有し、地域の中で支援が受けられるようにするためのもの	平成27年1月	・市民委員を含む附属機関による調査審議 ・パブリックコメント
市政への市民参加条例	市政への市民参加の手続その他必要な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを推進することを目的とするもの	平成27年1月	・市民委員を含む附属機関による調査審議 ・パブリックコメント

※いずれも市政への市民参加条例が施行する以前の基準による実施です。